

平成29年3月10日

株 主 各 位

名古屋市天白区島田一丁目1413番地
(本社事務所 名古屋市中区栄二丁目3番1号)
株式会社 安江工務店
代表取締役社長 安江 博幸

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年3月27日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市中区栄二丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング12階
株式会社安江工務店 本社 会議室 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第42期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)事業報告及び
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 監査等委員でない取締役4名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類及び事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.yasue.co.jp/>)に記載させていただきます。

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、日銀による量的緩和政策やマイナス金利などの金融政策に加え、政府による財政政策により企業収益や雇用環境に改善傾向がみられるものの、英国のEU離脱問題や、消費税率引き上げの再延期などから、依然として景気の見通しが不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社は、さらなる認知度向上を図るため、愛知県のターミナルとなるJR名古屋駅前の大名古屋ビルディングに10店舗目となる名駅店を開設いたしました。また、業務効率及びデータ分析・管理機能の強化に向けた基幹システムに設備投資を行うとともに、折込チラシからインターネットへ集客手段の移行を進めるなど、財務体質の改善に取り組んでまいりました。加えて、不動産流通部では中古住宅再生事業（中古住宅×リフォーム・リノベーション）を本格的に開始し、事業間のシナジー効果の創出に努めました。

この結果、当事業年度の売上高は3,887百万円(前事業年度比6.0%減)となり、営業利益は308百万円(前事業年度比60.2%増)、経常利益は312百万円(前事業年度比52.6%増)、当期純利益は201百万円(前事業年度比68.3%増)となりました。

当社の事業における部門別の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

〈住宅リフォーム事業〉

当事業は、戸建住宅やマンション等へ、網戸の張り替えやその他の顧客の要望に対応するためのメンテナンスから、自然素材を使用したデザイン性の高いリフォーム・リノベーションや増改築に至るまで幅広い価格帯や客層に対応した総合的なリフォーム事業を展開しております。

〈新築住宅事業〉

当事業は、新築注文住宅の建築請負を行っております。坪単価50万円台の高級家具付き住宅「CASTELLO DIPACE (カステロ ディパーチェ)®」と、坪単価40万円台で豊富なプランの中から間取りをお選びいただけるキューブ型住宅「Storia(ストーリーア)®」の2種類の商品を取り扱っております。

〈不動産流通事業〉

当事業は、不動産売買の仲介、仕入不動産の販売ならびに中古住宅の仲介や売買流通過程でリノベーション工事を付加して再販する事業を行っております。集客はインターネット・ホームページ等で行い、お客様のニーズに合った不動産を不動産売買仲介や仕入不動産に付加価値を付けて販売いたします。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

〈住宅リフォーム事業〉

当事業年度における当事業の売上高は、3,078百万円（前事業年度比0.6%減）となり、営業利益は320百万円（前事業年度比163.8%増）となりました。

〈新築住宅事業〉

当事業年度における当事業の売上高は、646百万円（前事業年度比27.1%減）となり、営業損失は7百万円（前事業年度は営業利益50百万円）となりました。

〈不動産流通事業〉

当事業年度における当事業の売上高は、163百万円（前事業年度比7.6%増）となり、営業損失は5百万円（前事業年度は営業利益20百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は45百万円となりました。その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中の設備投資

システム設備改修	19百万円
名駅店新設	6百万円

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、資金調達の安定化を目的とした借換えにより、長期借入金300百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、当面、景気の弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、持続的成長への各種政策の効果もあって、引き続き緩やかに回復していくことが期待されますが、個人消費の停滞や企業収益の伸び悩みなど、予断を許さない状況が続くものと思われまます。

なお、住宅市場につきましては、住宅ローン金利が低水準に推移したほか、消費税率引き上げの先伸ばしもあり、需要は堅調に推移することが期待されます。ただし、資材価格の動向や建設労働者の需給状況には、引き続き注視する必要があります。

このような事業環境の中、当社が対処すべき当面の課題としては、主に次の項目が挙げられます。

① 営業地域内でのシェアの拡大

当社は、現状、既存マーケット内での深耕が不十分であることが課題であると認識しております。

この課題を克服するために、当社は、新規出店による営業エリアの拡大のみで売上高増加を図るのではなく、マーケットリサーチの精密化によって新規顧客の獲得にあわせ、既存顧客のリピート受注の確保に注力すべく、社員の教育を積極的に行うことが重要と考えております。

② 事業エリアの拡大

当社は、さらなる事業の拡大を考えております。新規出店のみならず、企業提携等も有効活用することで、営業地域内への深耕はもちろんのこと、既存商圏外の地域への事業領域を拡大することで、日本全国にサービスを提供できる体制を構築してまいります。

③ 各事業部門間の連携の強化

当社は、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、一生のおつきあいをする」ことを、目指すべきゴールに掲げております。このミッション達成に向けて、2万8千世帯を超えるOB顧客、供給ストックを活かし、住宅リフォーム事業、新築住宅事業、不動産流通事業を有機的に連携させることにより、お客様からの住宅ニーズにワンストップで対応できる体制を充実させるべく、事業連携のシステム化を一層体系的に推進することを急務と考えております。

④ コーポレート・ガバナンスの充実

当社は継続的な事業の発展及び信頼性の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると認識しております。この課題を克服するために、当社は、強固な内部管理体制の構築とコンプライアンスの強化に取り組んでおります。

まず、内部管理体制については、自浄能力の向上と組織内における内部牽制のさらなる機能強化を課題と捉えております。そこで部署内でのチェックの精度を高め、自浄能力を向上させることに加え、内部監査等の他部署による牽制的な機能をより一層発揮することに努めました。これらにより、取締役による経営の透明性及び公正性の確保が期待されます。

次にコンプライアンスの強化については、法令・社内規程類の順守はもとより、日々の業務を適正かつ確実に遂行するとともに、事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化しておりますが、さらなる信頼拡大に向け、これらの一層の強化が重要であると認識しております。この課題を克服するために、当社は、内部監査室を設置し、定期的な業務監査を実施するとともに、社内規程の内容を随時見直し、各事業の業務運営の健全性の確保、情報共有、再発防止策の検討・実施、また適宜、社内啓蒙活動を実施し、透明性のある管理体制の構築を図っております。

今後はさらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、社外取締役を選任することにより、経営の透明性及び公正性の向上に加え、株主の方の立場に近く、より高度な知識と経験に裏打ちされた意見を取り入れてまいりたいと考えております。

⑤ 人材の確保と育成

当社は、今後も事業を持続的に進めていくため、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが最も重要であると認識しております。

この課題を克服するために、当社は、社内教育の拡充、それによる社員の資質向上を図り、社員一人一人のレベルアップを図るとともに、部店長・課長・リーダーの育成を強化し、事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成26年3月度 第39期	平成26年12月度 第40期	平成27年12月度 第41期	平成28年12月度 (当事業年度) 第42期
売上高 (千円)	3,895,320	2,419,706	4,134,242	3,887,915
経常利益又は 経常損失 (千円)	132,546	△278,875	205,006	312,907
当期純利益又は 当期純損失 (千円)	73,313	△191,707	120,040	201,993
1株当たり当期純利 益又は当期純損失 (円)	82.67	△216.18	134.77	214.80
総資産 (千円)	1,815,612	1,849,242	1,846,222	1,953,398
純資産 (千円)	758,710	552,318	707,979	891,776
1株当たり純資産 (円)	855.56	622.82	752.85	948.30

- (注) 1. 平成26年10月22日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。第40期は平成26年4月1日から平成26年12月31日まで9ヶ月間の変則決算となっております。
2. 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。このため、1株当たり指標は当該株式分割が第39期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な営業所 (平成28年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市中区栄
本 店	名古屋市天白区島田
千 種 店	名古屋市千種区香流橋
中 村 店	名古屋市中村区豊国通
緑 店	名古屋市緑区鴻仏目
北 店	名古屋市北区城見通
刈谷東浦店	愛知県知多郡東浦町緒川北新田
豊 田 店	愛知県豊田市小坂本町
春日井店	愛知県春日井市八田町
一 宮 店	愛知県一宮市城崎通
名 駅 店	名古屋市中村区名駅

(8) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
103名	7名減	37.9歳	4.0年

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者は含まれておりません。

(9) 主要な借入先（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
三菱東京UFJ銀行株式会社	90,004千円
株式会社名古屋銀行	83,320千円
岡崎信用金庫	83,338千円
株式会社日本政策金融公庫	81,925千円

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年2月10日に東京証券取引所JASDAQ市場及び名古屋証券取引所市場第二部へ上場いたしました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であります。心から御礼申し上げますとともに、上場を1つのステップとして、更なる事業成長により、株主の皆様のご期待に応えられるような企業となるよう邁進する所存であります。

なお、この株式上場にあたり、平成29年2月9日を払込期日とする公募増資が実行され、また、平成29年3月14日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資を実行する予定であります。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,700,000株
- (2) 発行済株式の総数 940,400株（自己株式2,400株を除く）
- (3) 株主数 12名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
安江 博幸	492,800 株	52.40 %
安江 行彦	160,800 株	17.09 %
安江 久樹	106,400 株	11.31 %
安江 将寛	56,000 株	5.95 %
安江 かおり	46,400 株	4.93 %
安江工務店従業員持株会	35,600 株	3.78 %
安江 紀江	12,000 株	1.27 %
山本 賢治	9,600 株	1.02 %
印田 昭彦	6,800 株	0.72 %
奥田 勇	6,000 株	0.63 %

(注) 持株比率は、自己株式（2,400株）を控除し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。

平成28年11月17日開催の臨時株主総会決議により、平成28年11月17日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	平成26年4月22日	平成26年10月22日	平成28年3月31日
新株予約権の数	87個	350個	959個
役員 の 保 有 状 況			
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 600株 保有者数 3名	60個 2,400株 2名	141個 5,640株 2名
社外取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	1個 1株 1名	1個 1株 1名
取締役(監査等委員)	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	1個 1株 1名	1個 1株 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,480株	14,000株	38,360株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の払込金額	606円	677円	800円
新株予約権の行使期間	平成28年5月1日 ～平成35年4月30日	平成28年12月1日 ～平成35年11月30日	平成32年4月1日 ～平成35年3月31日

- ・行使の条件
- 1) 新株予約権の目的たる株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。
 - 2) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続人1人に限り相続できる。ただし、予め新株予約権の割当てを受けた者が、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、本新株予約権行使はできなくなり、本新株予約権は失効する。
 - 4) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(注) 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。これにより上表の「目的となる株式の数」「払込金額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

	第3回新株予約権
発行決議日	平成28年3月31日
新株予約権の数	1,011個
使用人等への交付状況 当社使用人新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	870個 870株 45名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,011株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の払込金額	32,000円
新株予約権の行使期間	平成32年4月1日 ～平成35年3月31日

- ・行使の条件
- 1) 新株予約権の目的たる株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。
 - 2) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続人1人に限り相続できる。ただし、予め新株予約権の割当てを受けた者が、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、本新株予約権行使はできなくなり、本新株予約権は失効する。
 - 4) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(注) 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割しておりますが、上表の「目的となる株式の数」「払込金額」は分割前の数及び金額を表記しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
安江 博幸	代表取締役社長	—
山本 賢治	専務取締役	—
印田 昭彦	取締役	当社事業サポート部長
時田 光一郎	取締役 (常勤監査等委員)	—
中浜 明光	取締役 (監査等委員)	中浜明光公認会計士事務所所長 (株)スーパーアプリ社外監査役 ミタチ産業(株)社外取締役 (株)MTG社外監査役 トビラシステムズ(株)社外監査役 AZAPA(株)社外取締役
滝 一廣	取締役 (監査等委員)	—

- (注) 1. 取締役 時田光一郎氏、中浜明光氏及び滝一廣氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役時田光一郎氏及び中浜明光氏、滝一廣氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 監査等委員時田光一郎氏は、大手都市銀行、監査法人、またコンサル会社等における豊富な経験から、企業経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は3名の監査等委員のうち、時田光一郎氏を常勤監査等委員に選定しております。常勤監査等委員を選定した理由は、日常的に情報を収集し、執行部門からの業務報告を定期的に聴取し、現場の実査を行うことを職務とする者からの情報を監査等委員会の全員で共有することを通じて、監査等委員会の審議・活動をいっそう実効的なものとするためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、該当する取締役と同規定に基づく責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 監査等委員会設置会社移行前（平成28年1月1日から第41回定時株主総会終結の時まで）

役員区分	人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	定時株主総会決議による 役員報酬年額
取締役 (うち社外取締役)	5 (1)	10,170 (450)	年額100,000千円以内 (平成27年3月25日決議)
監査役 (うち社外監査役)	2 (2)	2,220 (2,220)	年額20,000千円以内 (平成27年3月25日決議)
合計 (うち社外役員)	7 (3)	12,390 (2,670)	

② 監査等委員会設置会社移行後（第41回定時株主総会終結の時から平成28年12月31日まで）

役員区分	人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	定時株主総会決議による 役員報酬年額
監査等委員以外取締役 (うち社外取締役)	3 (-)	42,300 (-)	年額100,000千円以内 (平成28年3月31日決議)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (3)	8,550 (8,550)	年額20,000千円以内 (平成28年3月31日決議)
合計 (うち社外取締役)	6 (3)	50,850 (8,550)	

(注) 上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与を含む。）は含んでおりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役中浜明光氏は、複数の社外監査役、社外取締役を兼務しておりますが、当該兼職先と当社とは特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動内容
社外取締役 (監査等委員)	時田 光一郎	当事業年度開催の取締役会16回すべて、監査等委員会10回すべて、監査役協議会3回すべてに出席し、長年の大手都市銀行、監査法人等勤務における豊富な企業経営経験から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中浜 明光	当事業年度開催の取締役会16回すべて、監査等委員会10回すべて、監査役協議会3回すべてに出席し、長年の監査法人における豊富な経験や、公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	滝 一廣	当事業年度開催の取締役会16回すべて、監査等委員会10回すべてに出席し、当業界における豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

I 業務の適性を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、企業ミッションをはじめ、経営理念、コンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進のため、コンプライアンス管理規程を制定し、この規程に定める事項の実施について責任を負う「実施統括責任者」を社長とし、「運営統括部門」を内部監査室とする。実施統括責任者は必要に応じて「実施責任者」を指名し、実施責任者は内部監査室長を始めとする各部門長とする。
- (3) 当社は、コンプライアンスを全社に浸透させる組織としてコンプライアンス委員会を設置し、四半期に1回の割合でコンプライアンス委員会を開催する。
- (4) 当社は、各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、内部監査室が実施する監査等の結果について、取締役会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
- (5) 当社は、内部通報制度運用規程を制定し、役員および使用人が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、設置した窓口（ホットライン）に相談・通報することにより、それを未然に防止し、早期発見できるよう内部通報制度を運用する。かかる制度では、社内通報者または社外通報者（取引業者等）に対して不利益が生じないことを保障する。
- (6) 監査等委員会は、独立した立場から当社の内部統制システムの整備・運用状況を調査し、必要に応じてその改善を促す。
- (7) 業務部門から独立した当社の内部監査室は、当社の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてその改善を促す。
- (8) 当社は、反社会的勢力との関係については、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」に則り、一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等外部機関とも連携を保ち、幅広く情報を収集するとともに、不当要求は断固排除する。
- (9) 当社は、財務諸表の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

- (1) 法令および「文書管理規程」に基づき、文書等（電磁的記録を含む。）の保存を行う。
- (2) 情報の管理については、「情報システム管理規程」、「営業秘密管理規程」および「個人情報保護規程」等により対応する。
- (3) 当社は、会社の重要な情報開示に関する規程を整備し、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのリスクマネジメント・システムを構築するため、リスク管理規程を制定し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
- (2) 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、対応策等危機管理にあたる。事業リスクについて業務を担当する取締役のほか形態別事業リスク所管部門長は、自己の担当領域についてのリスク管理体制を構築する責任と権限を有する。また、このクライシスマネジメント（緊急時における対応行動）の所管を事業サポート部とする。
- (3) 内部監査室は、内部統制に関する全社的整備状況の監査を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定例の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 取締役会付議事項および経営の基本方針に基づく全社戦略について、審議、決定するために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および常勤の監査等委員または選定監査等委員が出席する幹部会議を毎月開催する。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の配置については、監査等委員会との協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重して具体的な内容（組織、人数等）を決定することとする。

6. 前号の取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人の独立性ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役および使用人は、当該指示については専ら監査等委員会の指揮命令に服することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないこととする。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、懲戒を含む評価については、監査等委員会の事前承認を得て決定することとする。

7. 当社の取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 当社の代表取締役および業務執行を担当する取締役および使用人等は、以下に定める事項について、発見またはその恐れがある場合に速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
 - ① 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - ② 会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのある事実
 - ③ 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実、当社の内部監査室が実施した監査の結果、関係部門の担当者あるいは調査・対応チームが取り纏めた報告書の内容
 - ④ 企業倫理に関する内部通報窓口および「パワハラ等」に関する相談窓口に対する通報の状況
- (3) 監査等委員会が必要と判断した情報については、当社の取締役および使用人等に対し、報告を求めることができる。
- (4) 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 全監査等委員のうち、過半数は社外取締役とする。
- (2) 常勤の監査等委員または選定監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、幹部会議などの重要な会議に出席するとともに、当社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人にその説明を求めることとする。
- (3) 監査等委員会は、内部監査室長から内部監査についておよび会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
- (4) 代表取締役と各監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととする。
- (5) 取締役は、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

II 業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適性を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果、判明した問題点につきましては是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制に関する運用状況

当事業年度コンプライアンス委員会を4回開催し、①業務執行におけるコンプライアンスの実践状況の把握 ②内部通報制度の運用状況を確認 ③インサイダー取引防止の適切な運用のための情報発信等コンプライアンス活動を推進してきました。

2. リスク管理体制に関する運用状況

リスク管理に関しては、事業サポート部において具体的なリスクを想定、分類し把握するとともに管理しています。半年に1回取締役会にて状況を報告し情報共有を行っております。

3. 効率的職務執行体制に関する運用状況

当事業年度、幹部会を毎月1回12回開催し、取締役会も16回開催し、役員および幹部の情報交換を行うとともに経営に係る情報を共有し、担当部門の業務執行の適正性や迅速な業務執行と意思決定を逐次確認しております。

4. 監査等委員会に関する運用状況

当社は、平成28年3月31日付で監査等委員会設置会社に移行し、監査・監督の実効性の向上、内部監査部門を活用した監査の実施により、内部統制の実効性の向上を図っております。さらに会計監査人との意見交換を通じて、監査の質の向上に努めております。

Ⅲ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

当期につきましては、上記方針に基づき、1株当たりの年間配当金を31円とさせていただきました。

なお、剰余金の配当等につきましては、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

また、当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第6条の規定に基づき取締役会の決議によることといたしております。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することといたしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,108,630	流動負債	816,719
現金預金	618,503	工事未払金	324,291
完成工事未収入金	179,976	1年内返済予定の長期借入金	94,776
未成工事支出金	61,286	未払金	38,348
販売用不動産	189,971	未払費用	8,178
材料貯蔵品	4,890	未払法人税等	65,500
前払費用	12,244	未成工事受入金	199,418
繰延税金資産	22,828	預り金	17,666
その他の	18,929	賞与引当金	33,500
固定資産	844,767	完成工事補償引当金	18,187
有形固定資産	755,758	その他の	16,852
建物	232,466	固定負債	244,902
構築物	19,310	長期借入金	243,811
機械及び装置	5,563	繰延税金負債	1,091
車両運搬具	3,201		
工具器具・備品	15,205	負債合計	1,061,621
土地	479,711	(純資産の部)	
建設仮勘定	300	株主資本	890,779
無形固定資産	29,197	資本金	38,400
ソフトウェア	27,130	資本剰余金	28,750
その他の	2,067	資本準備金	8,400
投資その他の資産	59,810	その他資本剰余金	20,350
投資有価証券	11,091	利益剰余金	825,401
長期前払費用	4,463	利益準備金	4,010
その他の	44,255	その他利益剰余金	821,391
		特別償却準備金	2,685
		別途積立金	305,000
		繰越利益剰余金	513,706
		自己株式	△1,773
		評価・換算差額等	997
		その他有価証券評価差額金	997
		純資産合計	891,776
資産合計	1,953,398	負債純資産合計	1,953,398

損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		
完成工事高	3,734,589	
兼業事業売上高	153,326	3,887,915
売上原価		
完成工事原価	2,338,030	
兼業事業売上原価	121,797	2,459,827
売上総利益		
完成工事総利益	1,396,558	
兼業事業総利益	31,529	1,428,087
販売費及び一般管理費		1,120,069
営業利益		308,018
営業外収益		
受取利息及び配当金	293	
補助金収入	5,600	
補償金収入	1,527	
売電収入	1,349	
その他	616	9,386
営業外費用		
支払利息	3,213	
売電費用	744	
その他	540	4,497
経常利益		312,907
特別利益		
固定資産売却益		2,652
税引前当期純利益		315,559
法人税、住民税及び事業税	65,500	
法人税等調整額	48,066	113,566
当期純利益		201,993

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	38,400	8,400	20,350	28,750
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	38,400	8,400	20,350	28,750

(単位：千円)

	株主資本				
	利益剰余金				利益剰余金 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	4,010	3,511	305,000	328,895	641,417
当期変動額					
剰余金の配当				△18,008	△18,008
当期純利益				201,993	201,993
特別償却準備金の取崩		△826		826	-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△826	-	184,810	183,984
当期末残高	4,010	2,685	305,000	513,706	825,401

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,773	706,794	1,185	1,185	707,979
当期変動額					
剰余金の配当		△18,008			△18,008
当期純利益		201,993			201,993
特別償却準備金の取崩		-			-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△187	△187	△187
当期変動額合計	-	183,984	△187	△187	183,797
当期末残高	△1,773	890,779	997	997	891,776

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 ……個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売用不動産 ……個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料貯蔵品 ……総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	10～35年
構築物	10～20年
工具器具・備品	5～20年

無形固定資産 ……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間5年になっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 完成工事補償 ……完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の完成工事に係る補償費等の実績を基準として算定した将来の補償見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成原価の計上基準

工事完成基準を適用しております。

5. その他の財務諸表作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記事項】

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度において損益への影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	43,132千円
土	地	168,812千円
	計	211,945千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	81,925千円
計	81,925千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 196,808千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における借入未実行残高等は、次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	620,000千円
借入実行残高	—
差引額	620,000千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 942,800株

2. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 2,400株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月31日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,008	766	平成27年12月31日	平成28年3月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	29,152	31	平成28年12月31日	平成29年3月13日

(注) 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で、普通株式1株を40株に株式分割しております。

税効果会計関係に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,113 千円
賞与引当金	10,284
完成工事補償引当金	5,583
差入補償金	1,622
投資有価証券評価損	467
その他	2,437
繰延税金資産小計	25,509
評価性引当額	△2,090
繰延税金資産合計	23,419
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	414
特別償却準備金	1,268
繰延税金負債合計	1,682
繰延税金資産純額	21,737

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税率等の変更による影響

平成29年2月の上場の際に行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。また、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.1%から、平成29年1月1日に開始する事業年度では解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が3,357千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に設備投資に必要な資金の調達を目的として、銀行等金融機関から借入により資金を調達しております。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である、完成工事未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を把握するとともに、債権残高を随時把握する事を通じてリスクの軽減を図っております。

また、法人顧客新規取引の開始にあたっては、原則信用調査を行い取引条件を含め取引の可否について判断をしております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式で、市場価格の変動リスクに晒されており、時価を把握し、財務状況等を確認しております。

営業債務である工事未払金及び未払金は概ね2か月以内の支払期日であります。

借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、主に固定金利で調達しており、償還日は決算日後、最長で15年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、販売管理規定に従い、営業債権を各部門において、顧客案件ごとに回収期日及び残高を管理しております。

また、定期的にヒアリングを実施し回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

法人顧客新規取引の開始に当たっては、与信管理規定に従い、原則として受注先の信用調査を行い、取引条件を含め、取引の可否について社長決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制をとっております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、随時に資金繰状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	618,503	618,503	—
(2) 完成工事未収入金	179,976	179,976	—
(3) 投資有価証券	11,091	11,091	—
資産計	809,571	809,571	—
(1) 工事未払金	324,291	324,291	—
(2) 未払金	38,348	38,348	—
(3) 未払法人税等	65,500	65,500	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	338,587	344,331	5,744
負債計	766,727	772,471	5,744

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 完成工事未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 工事未払金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	948円30銭
1 株当たり当期純利益金額	214円80銭

(注) 平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 公募による新株発行

当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所より上場承認を受け、平成29年2月10日をもって株式会社東京証券取引所JASDAQ市場及び株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場いたしました。この株式上場にあたり、平成29年1月6日及び平成29年1月23日開催の取締役会において、以下のとおり新株式の発行を決議し、平成29年2月9日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は199,400千円、発行済株式総数は1,222,800株となっております。

- (1) 募集方法：一般募集(ブックビルディング方式による募集)
- (2) 発行する株式の種類及び数：普通株式280,000株
- (3) 発行価格：1株につき 1,250円
一般募集はこの価格にて行いました。
- (4) 引受価額：1株につき 1,150円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- (5) 払込金額：1株につき 960.50円
- (6) 資本組入額：1株につき 575円
- (7) 払込金額の総額： 268,940千円
- (8) 資本組入額の総額： 161,000千円
- (9) 引受価額の総額： 322,000千円
- (10) 払込期日：平成29年2月9日
- (11) 資金の用途：新店舗及びショールームの開設に伴う設備資金、不動産流通事業における販売用不動産の購入に充当する予定であります。

2. 第三者割当による新株式発行

当社は、平成29年1月6日及び平成29年1月23日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株の発行を以下のとおり決議いたしました。

この結果、資本金は241,662千円、発行済株式総数は1,296,300株となる予定であります。

- (1) 発行する株式の種類及び数：普通株式73,500株
- (2) 割当価格：1株につき 1,150円
- (3) 払込金額：1株につき 960.50円
- (4) 資本組入額：1株につき 575円
- (5) 払込金額の総額： 70,596千円
- (6) 資本組入額の総額： 42,262千円
- (7) 割当価格の総額： 84,525千円
- (8) 払込期日：平成29年3月14日
- (9) 資金の用途：新店舗及びショールームの開設に伴う設備資金、不動産流通事業における販売用不動産の購入に充当する予定であります。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月28日

株式会社安江工務店

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 水野 信勝 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 浅井 明紀子 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安江工務店の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成29年1月6日及び平成29年1月23日開催の取締役会において公募による新株式の発行に係る決議を実施し、平成29年2月9日に払込が完了している。

また、会社は平成29年1月6日及び平成29年1月23日開催の取締役会においてオーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当による新株式の発行に係る決議を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に依拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月3日

株式会社安江工務店 監査等委員会
常勤監査等委員 時 田 光 一 郎 ㊞
監 査 等 委 員 中 浜 明 光 ㊞
監 査 等 委 員 滝 一 廣 ㊞

- (注) 1. 監査等委員時田光一郎、中浜明光及び滝一廣は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、平成28年3月31日開催の第41期定時株主総会の決議により、同日をもって、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。平成28年1月1日から平成28年3月30日までの状況につきましては、旧監査役協議会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（3名）は任期満了となります。

つきましては経営態勢の強化のために1名増員し、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し監査等委員会は特段の意見はない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	やすえ ひろゆき 安江 博幸 (昭和40年9月7日生) (再任)	平成1年4月 平成4年5月 平成6年4月 平成11年4月	三井ホーム(株)入社 (株)麦島建設入社 当社入社 当社専務取締役 当社代表取締役社長(現任)	492,800株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、平成11年4月以降代表取締役として当社の基盤構築、事業拡大をすすめてまいりました。今後も優れた経営手腕が発揮されることを期待し、取締役候補者としております。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
2	やまもと けんじ 山本 賢治 (昭和37年2月12日生) (再任)	平成14年11月 平成15年9月 平成17年4月 平成21年5月 平成25年4月 平成28年3月	(株)トーマー(現:(株)メニコネクト)入社 当社入社 営業企画支援室長 当社総務企画部長 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役(現任)	9,600株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、当社で長年にわたり経営に携わり、平成28年3月より当社の専務取締役を務めております。主に、企画・管理部門に豊富な経験と知見を有しており、適切な経営判断が行われることを期待し、取締役候補者としております。				

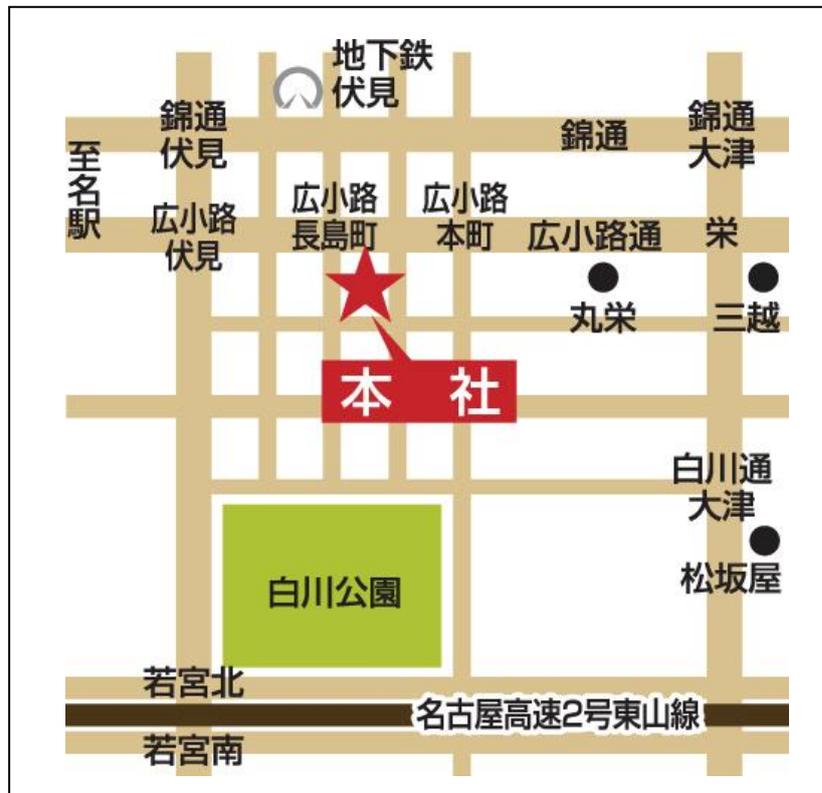
候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	いんだ あきひこ 印田 昭彦 (昭和49年11月4日生) (再任)	平成9年4月	名古屋トヨペット(株)入社	6,800株
		平成20年10月	当社入社	
		平成23年4月	当社千種店店長	
		平成26年4月	当社管理部長	
		平成27年3月	当社取締役事業サポート部長(現任)	
(取締役候補者とした理由)				
同氏は、当社で店長経験を経て管理部長を経験し、平成27年3月より当社の取締役を務めております。これらを通じて培った経験が、当社の経営に活かされることを期待し、取締役候補者としております。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
4	にった よしまさ 新田 義正 (昭和49年4月16日生) (新任)	平成20年12月	株式会社ユーアイファクトリー入社	5,371株
		平成26年3月	当社入社	
		平成26年10月	当社春日井店店長	
		平成27年1月	当社緑店店長	
		平成27年4月	当社住宅リフォーム事業部長兼緑店店長	
		平成28年1月	当社住宅リフォーム事業部長兼天白店店長 (現任)	
(取締役候補者とした理由)				
同氏は、当社で店長経験を経て住宅リフォーム事業部長を経験しております。これらを通じて培った経験が、当社の経営に活かされることを期待し、取締役候補者としております。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者新田義正氏の所有する当社株式は、従業員持株会を通じての保有分であります。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
3. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成28年12月31日現在のものです。

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区栄2丁目3番地1号
名古屋広小路ビルディング12階
株式会社安江工務店 本社 会議室
電話 (052) 223-1100 (代)



交通のご案内

- ・地下鉄東山線・鶴舞線伏見駅4番出口より徒歩4分
- ・お車でご来場の際は、名古屋広小路ビルディング駐車場をご利用ください。